

## 楽天モバイル端末機器等返還特約

(最低利用期間のないデータ SIM 契約者を除く)

### (特約の適用)

第 1 条 この特約は、楽天モバイル株式会社(以下「当社」といいます)の楽天モバイル SIM サービス利用規約に定める、最低利用期間のないデータ通信サービス専用を除くサービス(以下「本サービス」といいます)を利用するための端末機器およびその他物品(以下「本商品等」といいます)の返還等に関する条件を定めます。

2 当社がホームページ等において別途提示する諸規定は、それぞれこの特約の一部を構成するものとします。

3 本商品等を購入するための契約を申し込む者は、あらかじめこの特約に同意するものとします。当社は、申込み者が本商品等の購入をされたことをもって、この特約に同意したものとみなします。

なお、申込み者は、一括販売または割賦販売いずれかを選択し、本商品等を購入することができるものとします。

### (購入申し込み等)

第 2 条 本商品等の購入は、当社が提供する本サービスの利用を同時に申し込む者に限り、申し込むことができるものとします。

2 本商品等の購入の申し込みをするときは、当社所定の方法により、申し込むものとします。

3 当社は、購入の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って、必要な審査・手続きを経た後に承諾するものとし、当社がこの承諾を行った時点で本商品等の購入に係る契約が成立するものとします。

4 当社は、前 3 項の規定にかかわらず、本サービスの利用に係る申し込みにおいて拒否または保留事由に該当する場合には、本商品等の購入申し込みを拒否または保留できるものとします。

(購入契約の自動終了)

第3条 本商品等の購入に係る契約を締結した者(以下、「契約者」といいます)が、初期契約解除制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます)に基づき本サービスの契約を解除した場合は、同時に当該契約に付随して締結した端末購入に係る契約も自動的に終了するものとします。

(本商品等の返還等)

第4条 契約者は、前条の規定により端末購入に係る契約が終了した場合は、当該契約に基づき当社が引き渡した本商品等を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます)までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、契約者が負担するものとします。

2 当社は、前項の返還に際して、契約者が本商品等以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、契約者が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

3 当社は、本商品等について契約者から支払われた代金がある場合は、契約者からすべての本商品等が返還されたことを当社が確認した後、契約者が指定する金融機関口座へ振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

4 当社は、次条の規定に基づき契約者に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務と契約者への返金額の支払債務とを対当額にて相殺できるものとします。

(機器損害金の支払義務)

第5条 当社は、返還期日を経過してもなお本商品等が返還されない場合は機器損害金を、返還された本商品等に契約者の責に帰すべき事由による破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、当社が当該破損、滅失等により被る損害の賠償を、契約者に対し請求することができるものとします。これらの場合、契約者は、当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます)までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払うものとします。なお、その振込みに要する費用は、契約者が負担するものとします。

2 前項に定める機器損害金は購入された本商品等の特典等が適用されていない代金となります。  
本商品等ごとの金額は下記の当社ホームページ上の記載に定める通りとします。

([https://mobile.rakuten.co.jp/product/device\\_price\\_list/](https://mobile.rakuten.co.jp/product/device_price_list/))

3 第一項の規定により契約者が機器損害金を支払った場合は、当該本商品等の所有権は契約者に移転します。

(延滞利息)

第6条 契約者は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。  
ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

(管轄裁判所)

第7条 この特約に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

(実施期日)

1 この特約は、2018 年 12 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この特約は、2019 年 4 月 1 日から実施します。